

陳情第4号

陳 情 人 宇都宮市兵庫塚3丁目10-30
全栃木教職員組合
執行委員長 谷 秀 夫

非現業の職員の労働基準監督に関する陳情

1 陳情の要旨

市町長の非現業の職員に対する労働基準監督機関としての体制を整備し、学校をはじめとしたすべての公務職場で労働諸法規が順守される職場環境を実現してください。

2 陳情の理由

2025年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されました。この法改正について、衆参両議院で附帯決議がされました。この中で、労働基準監督機関の権限を行使する地方公共団体の長に対し、教育職員の業務量を適切に管理することなどを求めました。これを受けて総務省は同月25日、都道府県総務部長、指定都市総務局長等宛に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律について」(総行公第80号 総行安第42号)を発出し、ここで、「人事委員会等におかれては、地方公務員法第58条第5項の規定による職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使について、引き続き適切に対応いただきたい」と通知しました。

地方公務員の勤務について、本来的に労働基準監督の権限行使が必要となる法違反等はないことは事実です。しかしながら、教育職員等については、その勤務の事情等から、労働基準法、労働安全衛生法が順守されていない状況があります。

たとえば休憩時間について、横浜市人事委員会は昨年１１月、措置要求に対する判定で、教員が「休憩を取得しにくい状況の解消に向けた措置が必要」と結論付けました（「神奈川新聞」２０２６年４月２８日付）。この状況は横浜市に限らず、児童生徒が学校にいる間、法が求める休憩の条件を満たすことは困難です。

また、事務職員や栄養職員については、超過勤務を行わせるための「３６協定」が締結されていますが、私たちが文書公開で入手した文書で、この協定が守られていない自治体があることを確認しています。

加えて、労働安全衛生法に関しては、教職員の規程を定めている市町教育委員会もありますが、少数にとどまっています。そのため、実効ある労働安全衛生活動が学校で行われていない状況となっています。

先にも述べましたが、労働基準法や労働安全衛生法がすべての公務職場で順守されるよう、市長の労働基準監督権限が行使できる体制を整備されることを強く希望します。